

運用開始に向けた課題等について

<これまでの経緯>

- 第3回検討会における地方税共同機構提出資料(『資料4 一括伝送方式事前取決事項並びに地方税共同機構が開発するWebシステム及びAPIについて』)において、証券による納付を前提とした事前取決事項の規定案の提示があり、同検討会及びその後の質疑応答において、証券の不渡発生時の取扱いについて議論が行われた。
- 第4回検討会資料(『資料1 第3回検討会への意見・回答』)において、事務局から、「証券による収納に関しては、証券取扱いの可否を含め検討」としていた。

<対応方針>

- 地方自治法第231条の2において、「普通地方公共団体の歳入は、第235条の規定により金融機関が指定されている場合においては、・・・証券をもつて納付することができる」と規定されているが、特定徴収金の収納を行う特定金融機関等は、地方自治法第235条の規定により指定された金融機関として収納を行うものではないことから、eLTAX経由の収納については同条の適用はない。
- 地方税のキャッシュレス納付を推進する中、eLTAX経由の収納において新たに証券による納付を受け付けることや、それを可能とする法改正を行うことについて積極的な理由もないことから、今後もeLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わないこととする。
 - ※ なお、例えば納税者が金融機関窓口で「当店券」(当該納付を受け付ける支店が支払場所となっている証券)を現金化した上で、当該現金をもってeLTAX経由での収納(地方税統一QRコードを活用した収納)を受け付けることは、差し支えないものとする。

地方団体・金融機関に対する調査について

- 地方税統一QRコードを活用した地方税の収納に関し、第2回検討会において地方団体全体における検討・対応状況を、第5回検討会において金融機関全体における検討・対応状況を共有。
- 地方団体・金融機関の双方からは、全体的な対応状況に加え、個別の地方団体・金融機関の対応状況等について強い関心が寄せられており、また、今後、読取テスト等に係る相互の連絡調整が必要となることから、次のとおり調査を実施。
 - ※ 3月中に事務局から依頼を发出し、4月中に各地方団体、金融機関各業態・協会が回答することを想定。詳細は、近日中に地方団体・金融機関に連絡予定。
- 調査結果については、地方団体・金融機関の双方で、個別の対応状況等が分かるリストを共有することを想定。

<対応・検討状況>

令和5年4月に向けた各地方団体・各金融機関における地方税統一QRコードへの対応予定(令和3年度末時点)を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

(調査項目例)

- ・ 令和5年4月の対応可否(仮に困難な場合、その理由及び対応予定時期等)
- ・ 読取テスト開始可能時期
- ・ 地方税統一QRコードを印字予定の税目(地方団体)

<連絡先>

帳票の読取テストや今後の運用に関する相互の連絡調整に用いる連絡先を把握し、地方団体・金融機関間で共有する。

今後のスケジュール(想定)

